

加盟店規約

【第1条（加盟店）】

- 1．本規約を承認のうえ、VJAグループ加盟のクレジットカード会社（以下「当社」という）に加盟を申込み、当社が加盟を認めた法人または個人を加盟店とします。
- 2．加盟店は、本規約に定める信用販売を行う店舗・施設（以下「カード取扱店舗」という）を指定のうえ、予め当社に届出し、承認を得るものとします。当社の承認のないカード取扱店舗で信用販売はできないものとします。
- 3．加盟店は、本規約に従い信用販売を行うカード取扱店舗内外の見易いところに当社の指定する加盟店標識を掲示するものとします。
- 4．加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

【第2条（信用販売）】

- 1．加盟店は、下記(1)から(3)に記載したクレジットカードのうち当社が指定するクレジットカード（以下「カード」という）を所持するカード会員（以下「会員」という）がカードを提示して、物品の販売、サービスの提供、その他加盟店の営業に属する取引を求めた場合には本規約に従い、現金で取引を行う顧客と同様に、店頭において信用販売を行うものとします。
 - (1)当社が発行するクレジットカード
 - (2)当社が加盟または提携する組織に加盟している日本国内及び日本国外の会社が発行するクレジットカード
 - (3)当社と提携関係にある日本国内及び日本国外の会社が発行するクレジットカード
- 2．当社の提携関係または加盟関係に変動が生じたときは、当社からの通知により前項の信用販売を行うカードの範囲も変動するものとします。
- 3．加盟店は、商品券・印紙・切手及び当社が別途指定した商品、サービス等については、信用販売を行わないものとします。
- 4．本規約は、加盟店が店頭において行う販売について適用されるものとし、通信販売、カタログ販売、コンピュータ通信による販売等、店頭販売以外の態様の取引については、別途契約しなければなりません。

【第3条（信用販売の種類）】

1．信用販売の種類は、1回払い販売・2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売（3回以上のものをいう。以下同様）の5種類とし、1回払い販売はすべての加盟店で、2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売は、加盟店から取扱いの申込みを受け、当社が適当と認められた加盟店で取扱うものとし、

2．加盟店は、2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売については、当社または日本国内の会社が発行するカードのうち、当社が指定するものについてのみ取扱うものとし、日本国外の会社が発行するカードについては、1回払い販売のみ取扱うものとし、

【第4条（信用販売の方法）】

1．加盟店は、会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合、当該カードの真偽、有効期限、無効カード通知の有無を調べたうえ、当該カードが有効なものであることを確認し、当社所定の売上票にカード用印字器により当該カード表面記載の会員番号、会員氏名、有効期限を印字して、金額、加盟店名、加盟店番号、取扱日付、取扱者名等所定の事項を記入のうえ、会員の署名を徴求するものとし、その際、当該カード裏面の署名と売上票の署名を照合し、同一であること、及び写真入りカードの場合には、利用者が当該カード面の写真と同一であることもあわせて確認して信用販売を行うものとし、

2．CAT（クレジットオーソリゼーションターミナル）端末機その他カードの有効性をチェックする機器（以下「CAT等」という）を設置した場合は、その取扱契約に基づきすべての信用販売においてカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとし、その際、取扱契約に従い、当該カード裏面の署名と売上票の署名を照合し同一であること、または会員が正しい暗証番号を入力したことを確認して信用販売を行うものとし、また、何らかの理由（故障、電話回線障害等）でCAT等の使用ができない場合は、前項の手続きを行うものとし、但し、この場合は、事前に電話等により当社へ信用販売の承認を求めるものとし、当社の承認を得たときは売上票の承認番号欄に当該承認番号を記入するものとし、

3．売上票に記載できる金額は、当該販売代金並びにサービス提供代金

(いずれも税金、送料等を含む)のみとし、現金の立替、過去の売掛金の精算等を行わないものとします。

4. 加盟店は、売上票の金額訂正、分割記載、取扱日付の不実記載等を行わないものとします。金額に誤りがある場合には、当該売上票を破棄して新たに第1項の手続きにより、売上票を作成しなおすものとします。

5. 加盟店は、当社所定の売上票以外は使用できないものとします。但し、当社が事前に承認した売上票については使用できるものとします。また、売上票は加盟店の責任において保管し、他に譲渡はできないものとします。

6. 加盟店は、2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売を行う場合には売上票所定欄にその旨を、分割払い販売を行う場合には分割払い回数及びボーナス併用の有無を、それぞれ表示のうえ販売するものとします。但し、リボルビング払い専用カードの提示があった場合は、「リボルビング払い」である旨の表示を省略できるものとします。

7. 2回払い販売、分割払い販売の場合は、1件についての取扱金額を1万円以上とします。

8. ボーナス一括払い販売の場合は、1件についての取扱金額を1万円以上とし、取扱期間は加盟店申込書(または加盟店契約書)の指定の通りとします。

9. 加盟店は、有効なカードを提示した会員に対して、商品の販売代金並びにサービス提供代金について手数料等を上乗せする等現金客と異なる代金の請求をすること、及びカードの円滑な使用を妨げる何らの制限をも加えないものとします。また正当な理由なくして信用販売を拒絶し、代金の全額または一部(税金、送料等を含む)に対して直接現金支払いを要求する等、会員に対して差別的取扱いを行わないものとします。

【第5条(不審な取引の通報)】

1. 加盟店は、提示されたカードについて、カード名義・提示者の性別・カード発行会社・会員番号等の事項の間に整合しないものがある場合、カードの提示方法に不審がある場合、同一会員が異なる名義のカードを提示した場合、当社が予め通知した偽造カード・変造カードに該当すると思われる場合または当該取引について日常の取引から判断して異常な大量若しくは高価な購入の申込がある場合に

は、カードによる信用販売を行うについて当社と協議し、当社の指示に従うものとし、一時に多数の顧客が来店し多数のカード提示があった場合には、特に注意を払うものとし、

2．前項の場合、当社が当該取引におけるカードの使用状況の報告、カード及びカード発行会社の確認、会員番号とカードの会員名の確認、本人確認等の調査及びカード回収の依頼等の協力を求めた場合、加盟店はこれに協力するものとし、

3．加盟店は、前2項の場合に限らず、当社が会員のカード使用状況など調査協力を求めた場合、それに対して協力するものとし、

4．加盟店は、当社がカードの不正使用防止に協力を求めた場合、これに協力するものとし、

【第6条（信用販売の円滑な実施）】

1．加盟店は、信用販売を行う場合には、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとし、

2．加盟店は、信用販売を行った場合、直ちに商品またはサービス等を会員に引渡しまたは提供するものとし、但し、売上票記載の売上日に引渡しまたは提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡し時期等を通知するものとし、

3．加盟店は、当該売上債権の譲渡手続を行った後に会員が割賦販売法および特定商取引に関する法律に定める信用販売の申込の撤回または信用販売の解除（以下「クーリング・オフ」という）を行った場合には、直ちに当社に対し当該信用販売の取消の手続を行うものとし、

4．加盟店は、商品またはサービス等を複数回にわたり引渡しまたは提供する場合において、当該売上債権の譲渡手続を行った後に会員が当該信用販売を解除したときは、直ちに当社に届出るとともに、当該会員と当該信用販売の精算について協議し合意した精算方法を当社に連絡するものとし、

5．加盟店は、商品またはサービス等を複数回にわたり引渡しまたは提供する場合において、加盟店の事由により引渡しまたは提供が困難となったときは、直ちにその旨を会員及び当社へ連絡するものとし、

【第7条（信用販売限度額）】

1．1回の信用販売限度額は、会員一人当たりにつき、税金、送料等を含

み3万円以内（ビール券・図書券等別途当社が認めた用途限定のギフト券は2万円以内）とします。1回の信用販売限度額とは同一日、同一売場における販売額の総額をいいます。

2．前項にかかわらず、当社が必要と認めるときは信用販売限度額の引下げを行うことができるものとし、加盟店はこれに従うものとします。

3．加盟店は、信用販売限度額引下げの主旨徹底のために当社から要求があったときは、追加約定書を差入れるものとします。

4．加盟店は、前3項の信用販売限度額を超えて信用販売を行う場合、事前に当社の承認を求めるとし、当社の承認を得たときは、売上票の承認番号欄に当該承認番号を記入するものとします。

【第8条（信用販売の責任）】

加盟店は、第4条、第5条、第6条、第7条に定める手続きによらず信用販売を行った場合、一切の責任を負うものとし、当社の申出により第14条の規定に従うものとします。

【第9条（無効カードの取扱い）】

1．加盟店は、当社から紛失・盗難等の理由により無効を通告されたカードによる信用販売を行わないものとします。

2．加盟店は、無効カードまたは明らかに偽造・変造と認められるカードの提示を受けた場合、当該カードを預かり、直ちに当社に連絡するものとします。

3．加盟店は、前2項に違反して信用販売を行った場合、一切の責任を負うものとし、当社の申出により第14条の規定に従うものとします。

【第10条（売上債権の譲渡）】

1．加盟店は、第4条に基づく信用販売により会員に対して取得した売上債権（以下「売上債権」という）を信用販売を行った日から次に定める期限内に売上債権の種類別に集計し、種類別に当社所定の売上集計票を添付して当社宛に送付して譲渡するものとします。

(1) 1回払い販売、リボルビング払い販売並びに分割払い販売の場合は、15日以内

(2) 2回払い販売並びにボーナス一括払い販売の場合は、1ヶ月以内
但し、売上データギャザリング対応型またはデータキャプチャー対応型のCAT等を使用して信用販売を行った場合には、その取扱契約に基づき売上票の提出を行うものとします。

2．前項の譲渡期限以降に譲渡された売上債権について、当社が当該売上債権の回収ができなかった場合、及び当社が加盟または提携する組織に加盟しているもしくは当社と提携関係にある日本国内及び日本国外の会社が、正当な理由により当社からの当該売上債権の譲渡を拒否または異議を唱えた場合もしくは当該会社が当該売上債権の回収ができなかった場合は、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第14条の規定に従うものとします。

3．加盟店は、信用販売を行った日から2ヶ月以上経過した売上債権の譲渡を拒否されても異議を申立てないものとします。

4．第1項の債権譲渡は、当該売上票が当社に到着したときにその効力を発生するものとします。

5．加盟店は、売上債権を第三者に譲渡できないものとします。

【第11条（商品の所有権の移転）】

加盟店が会員に信用販売した商品の所有権は、当社が第12条の規定に基づき当該代金を加盟店に支払ったときに加盟店より当社に移転するものとします。

【第12条（支払方法）】

1．当社が譲渡を受けた売上債権の締切日及び加盟店への支払方法は、次の通りとします。

(1) 1回払い販売、リボルビング払い販売並びに分割払い販売は、毎月15日と月末に締切り、15日締切分は当月末日に、月末締切分は翌月15日に支払うものとします。但し、当社と別途約定がある場合には、その定めに従うものとします。

(2) 2回払い販売は、毎月15日に締切り、売上票合計金額を2分割し、その1回分を翌月15日に、その2回分を翌々月15日に支払うものとします。代金分割方法は、原則として均等とし、端数は第1回分に加えるものとします。但し加盟店が希望し、当社が適当と認めた場合は、毎月15日に締切り、売上票合計金額を一括して翌月末日に支払うものとします。

(3) ボーナス一括払い販売は、売上票の最終提出日を夏期は6月末日に、冬期は11月末日とし、夏期締切分は8月5日または10日もしくは15日に、冬期締切分は1月5日または10日もしくは15日に支払うものとします。

(4) 前3号の支払いは、各支払日における合計額から第15条に定め

る手数料を差引いた金額を加盟店指定の預金口座へ振込むものとします。なお、締切日または支払日の当日が当社または金融機関の休業日の場合には、締切日については前営業日とし、支払日の5日、10日、15日については翌営業日、支払日の月末日については前営業日とします。

2．加盟店が本規約に違反した売上票を当社に譲渡した場合、当社は当該代金の支払いを拒絶できるものとします。

3．加盟店から提出された売上票の正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、調査が完了するまで当社は加盟店に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。

【第13条（会員との紛議）】

1．加盟店は、会員に対して提供した商品またはサービス等に関し、会員との間で紛議が生じた場合、遅滞なく紛議を解決するものとします。

2．加盟店は、前項の紛議の解決にあたり、会員に対して当該カード利用代金を直接返還しないものとします。

3．第1項の紛議を理由に会員が当該カード利用代金の支払いを拒否した場合、または会員の当社に対する支払いが滞った場合、当社は紛議が解決するまで加盟店に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した支払代金について遅延損害金は発生しないものとします。

4．当社から紛失・盗難・不良会員・第三者利用等の理由によりカードの回収を依頼した場合、加盟店はカードの回収に協力するものとします。カードの回収について後日会員と紛議が生じた場合は、すべて当社が責任をもって解決するものとします。

【第14条（買戻しの特約）】

1．加盟店は、下記のいずれかに該当した場合、当社の申出により遅滞なく当該売上債権を買戻すものとします。

(1)当社に譲渡した売上債権にかかる売上票が正当なものでないこと、その他売上票の記載内容が不実不備であった場合

(2)第3条第2項の規定に違反して信用販売を行った場合

(3)第4条、第5条、第6条、第7条に定める手続きによらず信用販売を行った場合

- (4)第9条第1項、第2項の規定に違反して信用販売を行った場合
- (5)第10条第1項の規定に違反した場合または同条第2項の事態が発生した場合
- (6)第12条第3項の調査に対して協力がいない場合
- (7)第13条第1項の会員との紛議が解決されない場合
- (8)会員がクーリング・オフを行ったにもかかわらず信用販売の取消を行わない場合
- (9)会員が、第6条第4項に定める信用販売の解除を行った場合
- (10)その他本規約の規定に違反して信用販売が行われたことが判明した場合

2. 第6条第5項の販売を行った加盟店が会員に対して商品またはサービス等の提供が困難になった場合において、この事態を理由に会員が未提供の商品またはサービス等に相当する代金の支払いを拒否したとき、会員の当社に対する支払いが滞ったとき、または会員が当社に対して当該代金の返還を求めたときは、加盟店は当社の申出により遅滞なく当該売上債権を買戻すものとします。

3. 前2項の場合、加盟店は当該売上債権及び他の売上債権の譲渡に伴い生ずる第12条第1項に規定する振込金から買戻し金額を差引充当すること、並びに買戻し金額に不足が生じる場合は次回以降の振込金を順次買戻し金額に充当することを承諾するものとします。

4. 前項の手続きを行ったにもかかわらず、当社が買戻しを請求した日から2ヶ月以上を経過した残金がある場合、加盟店は当社の請求によりその残金を一括して支払うものとします。なお、買戻しを請求した日とは当社が口頭または文書により加盟店に通知した日とします。

【第15条（手数料の支払い）】

加盟店は、カードによる信用販売額に対して当社所定の料率により計算した手数料を当社に支払うものとします。

【第16条（加盟料、有料用度品代金）】

1. 加盟店は、加盟の申込みに際して、加盟店申込書の提出と共に、当社所定の加盟料相当額及び加盟店となった場合に使用を希望する有料用度品の代金相当額を仮に支払うものとします。

2. 前項により仮に支払った金員は、当社が加盟申込みを承諾した場合はそれぞれの支払いに充当するものとし、加盟申込みを断った場合は加盟店申込書に記載した指定預金口座に振込んで返金するものと

します。

【第17条（営業秘密等の守秘義務等）】

1．加盟店及び当社は、本契約の履行上知り得た相手方の技術上又は営業上その他の秘密（以下「営業秘密等」という）を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。

2．前項の営業秘密等には、当社より加盟店宛に提供する事務連絡票の情報等が含まれるものとします。

3．加盟店及び当社は、営業秘密等を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、各々、自ら支配が可能な範囲において当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとします。

4．加盟店及び当社は、営業秘密等をその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合に相手方の指示があるときは、その指示内容に従い返却又は廃棄するものとします。

5．本条の定めは本契約終了後も有効とします。

【第18条（個人情報の守秘義務等）】

1．加盟店は、加盟店が知り得た会員の個人に関する一切の情報（以下「個人情報」という）を、秘密として保持し、当社の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。

2．前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとします。

(1)加盟店及び当社間でペーパーやMT等を媒介にオフラインで交換される当社の会員の個人に関する情報

(2)加盟店が当社から直接受け取った当社の会員の個人に関する情報（申込書等）

(3)当社を経由せず、加盟店が受け取った当社の会員の個人に関する情報（加盟店売上情報等）

(4)カードを利用することで加盟店のホストコンピューターに登録される当社の会員の個人に関する情報（取引情報、残高情報等）

3．加盟店は、個人情報を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、当社の支配が可能な範囲を除き個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとします。

4．加盟店は、個人情報をその責任において万全に保管し、本契約が終

了した場合は、直ちに、当社に返却するものとします。但し、当社の指示があるときは、その指示内容に従い返却又は廃棄するものとします。

5．本条の定めは本契約終了後も有効とします。

【第19条（再委託の場合の個人情報等の取扱い）】

1．加盟店は、本契約に関わる業務処理を第三者に委託する場合には、当社の事前の承認を得た上で、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し委託先に本契約における加盟店と同様の機密保持義務を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとします。

2．本条の定めは本契約終了後も有効とします。

【第20条（再委託先への個人情報の提供）】

1．加盟店は、当社が、加盟店から預託を受けている個人情報を、会員宛の加盟店のサービス提供に関する照会・受付業務に限り、当社が提携する企業（以下「当社の提携企業」という）に提供することに同意するものとします。

2．当社が個人情報を当社の提携企業に提供する場合は、当社は、当社の提携企業と本契約に定める内容と同様の秘密保持義務を締結するものとします。

【第21条（第三者からの申立）】

1．個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し、当社の会員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、当社に対する損害賠償請求等の申立があった場合、加盟店は当該申立の調査解決等につき当社に全面的に協力するものとします。

2．前項の第三者からの当社に対する申立が、第18条3項に定める加盟店の責任範囲に属するときは、加盟店は、当社が当該申立を解決するのに要した一切の費用を負担するものとします。

3．本条の定めは、本契約終了後も有効とするものとし、営業秘密等の滅失・毀損・漏洩等に関し、第三者から加盟店又は当社に対する損害賠償等の申立があった場合に準用されるものとします。

【第22条（個人情報安全管理措置）】

1．加盟店は、個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という）を設置するものとし、個人情報管理責任者は、加盟店におけ

る個人情報の目的外利用・漏洩等が発生しないよう適切な措置を講ずるものとします。

2．加盟店は、売上票やC A T等およびそれらに記載または記録されている個人情報を本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。また、加盟店は、売上票の加盟店控えを自己の責任において厳重に保管管理するとともに、C A T等にカード情報を抜き取るための装置等を設置されないよう自己の責任において管理するものとします。

3．加盟店は、個人情報を会員に公表または通知した以外の目的に使用し、または、会員の同意なく第三者に提供・開示・漏洩したときには、直ちに当社に報告し、当社の指示に従うものとします。

【第23条（解約）】

加盟店または当社は、書面により3ヶ月前までに相手方に対して予告することにより本契約を解約することができるものとします。

【第24条（規約違反）】

1．前条の規定にかかわらず、下記の事態が発生した場合、当社は本契約を直ちに解除できるものとします。その場合、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。また、当社は、第12条第1項に規定する振込金の支払いを保留する場合があります。

(1)加盟店申込書または本規約に定める届出（変更の届出を含む）に記載事項を偽って記載したことが判明した場合

(2)第1条第4項に違反し、加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行った場合

(3)第2条ないし第11条に定める手続によらずに信用販売を行った場合

(4)第5条第3項または第12条第3項に定める当社の調査に対し協力を行わない場合

(5)第7条第3項に規定する追加約定書の提出がなかった場合

(6)第14条の規定に違反して買戻しに応じなかった場合

(7)第16条に規定する加盟料または有料用度品の代金を支払わなかった場合

(8)割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令に違反していることが判明した場合

(9)加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて

信用販売制度を悪用していることが判明した場合

(10)加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合

(11)監督官庁から営業の取消または停止処分を受けた場合

(12)自ら振出し若しくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合

(13)差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または整理、会社更生手続の開始、破産、若しくは競売を申立てられ、または自ら整理、再生手続、会社更生手続の開始若しくは破産の申立をした場合

(14)その他財産状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合

(15)加盟店届出の店舗所在地に店舗が実在しない場合

(16)その他本規約に違反した場合若しくは会員からの苦情等により当社が加盟店として不適当と認めた場合

2. 前項各号のいずれかの事態が発生した場合、前項に基づき本契約を解除するか否かにかかわらず、当社は、何らの通知を要することなく、当該事態発生前に生じていたかまたは当該事態発生後に生じたかにかかわらず、本契約に基づく債務の全部または一部の支払を保留することができるものとします。この場合、当社は、当該事態の発生前に生じた遅延損害金を除き、遅延損害金の支払義務を負わないものとします。

3. 加盟店は、前条及び第1項により本契約が解約または解除された場合、直ちに加盟店の負担において加盟店標識をとりはずすものとし、未使用の売上票等も含め一切の用度品を直ちに当社へ返却するものとし、その際、加盟料及び有料用度品の代金を返金されなくとも異議ないものとし、

【第25条（信用情報の利用・登録・共同利用の同意）】

1. 加盟店または加盟店契約申込者（それぞれの代表者個人を含む。以下同じ）は、加盟店及びその代表者等に関する信用情報、又は加盟申込みに係わる事実、並びに契約申込者及びその代表者等に関する個人情報保護法が定める信用情報を当社が加盟する加盟店信用情報機関に登録され、第26条に定める範囲で共同利用されることに同意します。

2. 加盟店又は加盟店契約申込者は、当社が加盟する加盟店信用情報機関又は当該加盟店信用情報機関と提携する加盟店信用情報機関に、加盟店又は加盟店契約申込者及びその代表者等に関する信用情報が

登録されている場合には、第26条に定める範囲で当社が自己の取引上の判断のためにこれを共同利用することに同意します。

3. 加盟店又は加盟店契約申込者は、以下の個人情報保護法に定められた事態に該当する場合には、事前の同意なしに、その信用情報が第三者に提供されることに同意します。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める

事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

【第26条(当社が加盟する加盟店信用情報機関、窓口及び共同利用について)】

名 称	日本クレジットカード協会 加盟店信用情報センター	社団法人日本クレジット産業協会 クレジットマネージメントデータセンター(CMDセンター)
住 所	〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂SHASTA・EAST4階	〒160-0016 東京都新宿区信濃町35番地 信濃町煉瓦館 社団法人日本クレジット産業協会CMDセンター
電 話	03-5563-6526	03-3359-0411
受付時間	月～金曜日(祝日、年末・年始は除きます)午前10時～正午/ 午後1時～午後4時	月～金曜日 午前10時～午後5時(年末年始等を除きます) 詳細はお問い合わせください。
共同利用の範囲	日本クレジットカード協会加盟各社のうち日本クレジットカード協会加盟店信用情報センターを利用している各社(参加会員は、下記のホームページに掲載しています。) http://www.jcca-office.gr.jp/	社団法人日本クレジット産業協会の会員であり、個品割賦購入あっせん取引、クレジットカード取引、その他消費者に対する販売信用取引事業など販売信用取引を主要な業務とし、かつ加盟店から発生する個品割賦購入あっせん、またはクレジットカード

		の債権を保有している会員とします。 (参加会員は、下記のホームページに掲載しています。) http://www.jccia.or.jp/
登録される情報	・当社に届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報 ・加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報 ・会員が加盟店情報を利用した日付	加盟店名、加盟店住所・郵便番号・電話番号、代表者氏名、代表者生年月日、CAT番号、取扱商品、販売形態(店頭・訪販・通販など)、業種、契約形態(個品・カード)、契約開始日及び取引停止日、解約・取引停止の有無と事由
登録される期間	当センターに登録されてから5年を超えない期間(但し会員が加盟店情報を利用した情報については6ヶ月を超えない期間)	登録した日から5年間
共同利用の目的	上記共同利用の範囲に記載された会社による不正取引の排除・消費者保護のための加盟店入会審査、加盟店契約締結後の管理、その他加盟店契約継続の判断の場合及び加盟店情報正確性維持のための開示・訂正・利用停止等	

【第27条(信用情報の開示・訂正等・利用停止等の手続きおよび苦情の窓口)】

1. 加盟店又は加盟店契約申込者(それぞれの代表者個人を含む。以下同じ)が、信用情報の開示・訂正等又は利用停止等を請求する際の手続きは、当社が加盟する加盟店信用情報機関所定の申請手続きに従い行います。第26条記載の各窓口にご連絡下さい。

2. 当社は登録した内容が不正確又は誤りであることが判明した場合、速やかに訂正等又は利用停止等の措置をとります。

【第28条(届出事項の変更)】

1. 加盟店は、当社に対して届けている商号、代表者、所在地、カード取扱店舗、連絡先、指定預金口座等加盟店申込書記載事項に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出るものとします。

2. 加盟店は、前項の届出がないために当社からの通知またはその他送付書類、第12条第1項に規定する振込金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなされても異議ないものとします。

【第29条（規約の変更、承認）】

本規約を変更した場合には、当社は加盟店に対して変更内容を通知または新規約を送付します。加盟店がその通知または送付を受けた後において会員に対してカードによる信用販売を行った場合には、変更事項または新規約を承認したものとみなします。

【第30条（本規約に定めのない事項）】

本規約に定めのない事項については、加盟店は「取扱要領」等当社からの通知に基づく取扱をするものとします。

【第31条（合意管轄裁判所）】

加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本支店並びに営業所所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

以上
(2006年4月改定)

VISA ギフトカード取扱規約（加盟店規約追加）

【第1条（VISAギフトカード取扱店）】

本規約を承認のうえ、VJAグループ加盟のクレジットカード会社（以下「当社」という）に取扱いを申込み、当社が加盟店規約（以下「原規約」という）に定める信用販売の種類に追加して、本取扱いを認めた加盟店をVISAギフトカード取扱店（以下「取扱店」という）とします。

【第2条（信用販売）】

取扱店は、使用者が当社の発行するVISAギフトカード（以下「ギフトカード」という）を提示して、物品の販売、サービスの提供、その他取扱店の営業に属する取引を求めた場合には本規約に従い、現金で取引を行う顧客と同様に、店頭において信用販売を行うものとします。

【第3条（信用販売の方法）】

1．取扱店は使用者からギフトカードの提示による信用販売の要求があった場合、当社から予め送付されているギフトカード見本と照合し、当該ギフトカードの真偽、有効性を確認のうえ、当該信用販売額と当該ギフトカード券面額とが相当額であれば信用販売を行うものとします。なお、不足額が生じた場合は、使用者が原規約に定めるク

レジットカードの提示による信用販売または現金にて当該不足額を調整するものとします。

2．前項の信用販売の際、売上票の作成、使用者の署名徴求、承認番号に関する事務は一切不要とします。但し、不足額の調整についてクレジットカードを利用した場合、その利用分についてはこの限りではありません。

3．ギフトカードの券面額は、500円券、1000円券、5000円券、10000円券の4種類とします。

4．取扱店は、第1項の信用販売により受領したギフトカードの切取り部分を切り離して再利用できないようにし、裏面に加盟店番号、加盟店名を記入するものとします。

5．取扱店は、明らかに偽造・変造と認められるギフトカードの提示を受けた場合、当該ギフトカードを預かり、直ちに当社に連絡するものとします。

【第4条（ギフトカードの有効性）】

ギフトカードの切取り部分が分離または失われているものは無効とします。

【第5条（提出及び支払方法）】

1．取扱店は、第3条に基づく信用販売により取得したギフトカードを集計し、当社所定の売上集計票を添付のうえ、当社宛に送付して提出するものとします。

2．当社の締切日及び取扱店への支払方法は、次の通りとします。

(1)毎月15日と月末に締切り、15日締切分は当月末日に、月末締切分は翌月15日に支払うものとします。

(2)前号の支払いは、各支払日における合計額から当社所定の料率により計算した手数料を差引いた金額を取扱店指定の預金口座へ振込むものとします。なお、締切日または支払日の当日が当社または金融機関の休業日の場合には、締切日については前営業日とし、支払日の15日については翌営業日、支払日の月末日については前営業日とします。

【第6条（当社の提携会社発行のギフトカード取扱い）】

取扱店は、日本国内外を問わず、当社と現在提携もしくは将来提携する会社が発行するギフトカードのうち、当社が指定したものについてのみ

取扱うものとしします。

【第7条（種類及び形式等の変更）】

ギフトカードの種類、様式、色彩等を変更または追加する場合、当社は取扱店に対して、新しいギフトカードを発行する1ヶ月前までに説明書と見本を添えて通知するものとしします。

【第8条（解約）】

1．取扱店または当社は、書面により3ヶ月前までに相手方に対して予告することにより本規約を解約することができるものとしします。

2．前項にかかわらず、原規約が失効された場合、本契約は終了し、その効力を失うものとしします。

【第9条（準用規定）】

本規約に定めのない事項については、原規約の定めるところに準ずるものとしします。

以上
(2006年4月改定)

V J A グループ加盟会社一覧

三井住友カード株式会社	株式会社京葉銀カード
九州カード株式会社	株式会社北陸カード
株式会社しんきんカード	びわ銀カード株式会社
スルガカード株式会社	株式会社F F G カード
株式会社近畿しんきんカード	むさしのカード株式会社
株式会社北国クレジットサービス	株式会社いわぎんクレジットサービス
株式会社東京クレジットサービス	株式会社大東クレジットサービス
株式会社群銀カード	阿波銀カード株式会社
株式会社三重銀カード	株式会社東邦クレジットサービス
株式会社中国しんきんカード	株式会社秋田国際カード
株式会社四国しんきんカード	株式会社紀陽カード
株式会社関西クレジットサービス	株式会社ブイアイ
住信カード株式会社	あおぎんクレジットカード株式会社
りそなカード株式会社	南都カードサービス株式会社
株式会社東北しんきんカード	株式会社八千代クレジットサービス
株式会社ごうぎんクレジット	株式会社やまぎんカード

株式会社九州しんきんカード

株式会社中部しんきんカード

スミセイカードサービス株式会社

道銀カード株式会社

株式会社七十七カード

株式会社みなとカード

株式会社高知カード

中銀カード株式会社